

ID: 117

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	支給の停止		
例規名 根拠条項	村田町敬老祝金支給条例 第7条		
例規番号	昭和45年条例第3号		
【基準】 第7条の規定による。 (支給の停止) 第7条 敬老祝金を受ける者が次の各号のいずれかに該当する場合は、町長は、必要とする期間、敬老祝金の支給を停止することができる。 (1) 前条の規定に違反したとき。 (2) 町長が敬老祝金を支給することが適当でないとき。			
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日